

## 社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、 地域経済を守り切実な要求実現を求める要望書に対する回答

### I 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金を引き下げて下さい。袋の強度および形状の改善をはかって下さい。

#### 【回答】（環境総務課）

ごみ処理料金につきましては、平成12年10月にごみの有料化と併せて処理料金の見直しを図り、段階的に経過措置を講じてきたところでありますが、環境の保全を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために、市民の皆様に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないと考えております。

また、指定収集袋の料金につきましては、平成12年10月に有料化を実施して以降据え置いており、現在のところ料金の引き下げは考えておりません。

指定袋の強度につきましては、一般家庭用で0.04ミリの厚みを確保しており（通常の市販品は0.02～0.03ミリです。）、通常の使用の範囲では問題がないと考えております。これについては、外部検査機関への検査依頼や製造業者の責任において品質の確保をしておりますので、ご理解をお願いします。

尚、指定袋の形状につきましては、製造コストの上昇等、市民の皆様至今已で以上のご負担をお願いすることに繋がること懸念されますので、現在のところ変更は考えておりません。

2. 市民のごみに対する市民の考え方の変化や桜井市の人口の減少などで、ごみの量は毎年減ってきています。1年間のトン当たり、あるいは一人当たりのごみ処理経費が今後も高くなっていきます。日立造船との14年8ヶ月のごみ焼却炉等長期運営管理委託契約96億2千万円については協議の上、見直して下さい。

#### 【回答】（環境総務課）

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務の精算協議の中に処理量に基づく精算があります。

焼却炉運営委託では、平成20年契約時の可燃ごみ処理量の年間20,000トン基準に、プラス・マイナス5パーセントの範囲では精算しない設定をしており、19,000トンから21,000トンまでの範囲以内であれば、精算は発生しません。

桜井市の近年の可燃ごみ焼却量は、現在、年間約19,000トン前後で推移しております。

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務契約は、ごみ量だけではなく、契約後14年

8ヶ月の間に実施しなければならないすべての修繕・点検の費用も含まれた包括委託であり、用役費についても契約前3年間の実績を基準に算出し、財政的な支払いに無理のないように平準化し、十分検討の上で市議会において承認いただき現在に至っておりますので、ご理解をお願いします。

3. 日立造船との長期ごみ焼却炉棟管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起こっていても市ではつかみにくいので、地方自治法234法に基づいて環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせて下さい。

【回答】(環境総務課)

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視(モニタリング)することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し、運営監視を行っています。

また、定期点検時・各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導をしており、現在安全な稼働を致しております。

4. 清掃公社の国税局による5,781万円の課税問題について。

会計業務を委託した税理士を相手取り、約4,480万円の損害賠償を求めて最高裁で係争中ですが、①裁判の経過について説明してください。②市民に対する説明責任を必ず果たして下さい。

【回答】(環境総務課)

- ① 平成19年10月、桜井税務署より清掃公社の事業は収益を伴う請負業に該当すると指摘を受け、平成14年度から平成18年度までの5年間遡り法人税等を課税・徴収されました。

これにつきましては、相手方の税理士に対する損害賠償を求める訴えを奈良地方裁判所に提起し、平成24年9月11日に、税理士に依頼をした期間の平成15年度～18年度に生じた法人税に係る無申告加算税・延滞税8,919,700円の半分に当たる4,459,850円の支払い命令判決がありましたが、残念ながら提訴した主旨である本税に踏み込んだ結果ではありませんでした。

これを受け、清掃公社臨時評議員会及び理事会において協議検討し、大阪高等裁判所へ控訴することが決定され、平成24年9月24日に控訴状を提出しましたが、平成25年2月1日付の大阪高等裁判所の判決は「棄却」でした。

その後、再度、清掃公社臨時評議員会及び理事会において協議検討した結果、平成25年2月19日付で最高裁判所へ上告状を提出し、現在係争中でありま

す。

② 本件につきましては、最高裁判所へ上告状を提出したところであり、判決が出た時点で十分に内部協議を行い、清掃公社でその後の対応を決定したうえで、報告をして参りたいと考えております。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場について、①処分場周辺の住民から悪臭の苦情が寄せられていますが、事業者に対して悪臭対策をさせて下さい。②埋立事業がほぼ終息に近づくなか、一刻も早く事業を終了するよう県に要望してください。④事業終了後の跡地管理対策について、事業者、地元、県の3者で協議をおこなって下さい。

【回答】（環境総務課）

① 市といたしましては、以前から指導監督責任のある県と緊密に連携し、立ち入り調査等の実施により事業者の監視や指導を行いながら、事業者に具体的な臭気対策を求め、覆土方法の改善、送風装置・脱臭装置の設置等の対策の結果を確認しているところであります。

悪臭苦情の申立てがあった際には、県とともに現地へ急行し、臭気の状態を確認の上、事業者に強く指導を行っております。

② 事業者の責任において、適正に埋立事業を終了するように、県とともに見守っていきたいと考えております。

③ 事業終了後の跡地管理につきましては、市といたしましても、県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分に監視を行う中で県へ要望していきたいと考えております。

6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表を行って下さい。

【回答】（環境総務課）

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。

桜井市におきましても、空間放射線量率測定器（サーベイメータ）により、市庁舎及びグリーンパーク敷地内及び纏向小学校・初瀬小学校付近の4ヶ所におきまして、平成25年11月13日に空間放射線量率の測定を行いました。測定結果については、いずれも正常値の範囲内でした。

7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」

の策定を行って下さい。①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を創設して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

**【回答】（環境総務課）**

奈良県においては、本年3月に県エネルギービジョンを策定しましたが、桜井市として地域新エネルギービジョンの策定は、今のところ予定しておりません。

① 桜井市におきましては、今年の7月1日から住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付制度を創設しました。奨励金の交付については、桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券を交付しております。平成25年度の募集件数は60件で、10月末時点で14件の申請がありました。

② 小水力発電の導入にあたっては、安定した水量の確保、水利権の有無、設置箇所、事業の採算性等検討すべき課題が多くあります。これらの事を踏まえた上で、引き続き情報収集を行って参りたいと考えております。

③ 木質バイオマスとして有効活用することは非常に有意義であります。端材や廃材等の貯蔵場所や加工コスト等の採算性等課題も多いと考えられます。今後も情報収集に努めて参りたいと考えております。

## II 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 市内に夜間救急外来を早急に設置してください。また、休日診療所はできるだけ小児科の医師を配置し2人体制にしてください。

**【回答】（健康推進課）**

夜間救急外来については、比較的軽症の患者を診察する一次救急、重症救急患者を受け入れる二次救急、重篤な救急患者を受け入れる三次救急に分けられます。

一次救急については、市内の医院、病院への夜間救急医療の委託と桜井市休日応急診療所において対応しています。二次救急については、桜井地区病院群輪番病院の5病院で対応し、三次救急については、県立医大付属病院が対応しています。

夜間小児救急については、平成19年度から県が中核となり、深夜帯の中南和における拠点診療所として、各市町村が費用を分担して橿原市休日夜間応急診療所を開設しています。

橿原市休日夜間応急診療所においても、県立医大の小児科からほとんどの小児科医師を派遣してもらっており、桜井市が単独で夜間救急外来を設置すること、及び休日応急診療所の医師を二人体制にすることは、医師派遣ということからも困難です。

医療体制につきましては、市町村の枠を超えた相互連携が必要不可欠となることから、今後も現状の体制の継続、充実を図っていきたいと考えています。

2. 子どもの医療費助成制度を通院・入院とも中学校卒業まで拡充し、窓口無料の制度にして下さい。

**【回答】**（保険医療課）

現在実施している小学校就学児童の入院にかかる医療費助成を、中学校就学児童の入院まで拡大することにつきましては、現在検討しているところであります。小学校・中学校就学児童の通院の拡大につきましては、新たに約4500万円の財源を要することから、現在の厳しい財政状況下においては、実施困難であると考えます。

3. 上之郷診療所においてインフルエンザの予防接種ができるようにして下さい。

**【回答】**（健康推進課）

現在、上之郷診療所は、毎週木曜日の午後2時30分から午後4時30分までの診療時間で運営しております。その他の日につきましては、無人となっております。

インフルエンザの予防ワクチンは、一定温度の冷蔵保温が必要となりますので、ワクチンの管理等問題があり、上之郷診療所での予防接種は無理があります。

4. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

- 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。

**【回答】**（社会福祉課）

毎年要望しておりますが、負担割合を全額国庫負担とするよう、今後も要望してまいります。

- 2) 憲法25条と生活保護法を守り、法の精神を実現するために少なくとも現行の生活保護基準の切り下げを行わないよう、国に要望して下さい。

**【回答】**（社会福祉課）

生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、改善すべき点があれば要望してまいります。

- 3) 保護課ケースワーカーの過重負担を解消するために、基準に示されているとおり、ケースワーカーの増員を行って下さい。

【回答】（社会福祉課）

平成 25 年 4 月にケースワーカーを 7 名から 8 名に増員しましたが、1 名あたりの担当世帯数は国の基準を上回っている状態であり、ケースワーカーの過重負担を解消し、生活保護の適正実施の推進のためにも、ケースワーカーの人数が国の基準（1CW あたり 80 世帯）となるよう引き続き努力してまいります。

- 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について、また臨時に支給可能な項目についてはわかりにくいのが実情です。受給者に対し丁寧にわかりやすく説明をして下さい。

【回答】（社会福祉課）

生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。

- 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施して下さい。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策です。生活保護世帯についても一カ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上も何ら問題にならないはずです。

【回答】（社会福祉課）

市独自の制度化は非常に困難です。現制度での対応として冬季加算を 11 月から 3 月までの 4 ヶ月間（暖房代）として支給しております。夏季においては生活保護制度上の加算がなく、市独自の臨時的補助は財政状況が厳しいこともあり困難な状況であります。

- 6) 保護申請者で当面の生活費に困窮している者に対して、保護決定までの間に活用できる緊急小口融資制度を確立して下さい。

【回答】（社会福祉課）

生活保護行政における融資制度はありませんが、社会福祉協議会における、生活福祉資金制度が該当するので、制度の説明を相談者に行っております。生活保護においては、申請書受理から出来るだけ早く調査・決定を実施し、相談者に対し迅速・適切に対応しているところであります。

5. 安心して日常生活を送ることができるために
  - 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。

**【回答】（社会福祉課）**

支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活に係る費用も含めた額が支給されているものと考えます。

これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

**【回答】（企画課）**

少子高齢化や人口の減少によりコミュニティバスの利用者が年々減少し、公共交通を取り巻く状況は大変厳しくなっています。利用者の減少を食い止め、利用しやすい路線による利用者の増加を図ることが、公共交通を維持していくための大きな課題となります。

そのためには、利用者の利便性に配慮しつつ、効率的かつ効果的な公共交通サービスの提供を図る必要があります。

桜井市では、平成27年度からの実施を目指して、生活交通の維持や地域の活性化を図るため、望ましい公共交通の在り方を検討しております。

6. 介護保険の充実のために

- 1) 介護認定の申請については全てを受け付けてください。要支援者への介護用ベッド・車椅子の貸与、送迎支援について市独自の補助を行って下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

介護認定の申請受付については、窓口において必要に応じ全員の方に受付をおこなっています。

要支援者への市独自の補助は行うことはできません。しかし、軽度者であっても所定の書類提出により、特例利用の必要性が認められる人については許可しています。

- 2) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

利用者一部負担金に市としての補助は行うことはできません。1割の自己負担がある一定額を超えた時は、申請することにより、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。「高額介護サービス費」ホテルコスト（食費、居住費）については、市単独で補助を行う事はできませんが、低

所得者の方の利用者負担は、申請することによって所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図れる制度があります。

- 3) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、必要な施設を整備すること。一人暮らしの認知症に対する対策を確立すること。

**【回答】（高齢福祉課）**

老人施設整備については、「第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度の3か年）」に基づき整備・実施しているところです。計画・実施内容の主なものにつきましては、平成24年度に、特別養護老人ホーム、グループホーム各1か所、平成25年度に、介護老人保健施設1か所の募集を行い、増設を図ったところであります。それらの事に伴います、施設等や訪問介護事業所などのサービス利用者の増加等に伴う介護給付費の増加を見込んでおります。

また地域住民の保健・福祉・医療の向上、介護予防ケアマネジメント事業などを総合的に行う機関である、「地域包括支援センター」の設置数を平成24年度に3ヶ所から4ヶ所（中学校区）に増設いたしております。

また、一人暮らしの認知症に対する対策としては現在、厚生労働者では、「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、認知症の人への応援者である「認知症サポーター」を全国100万人育成することを目指しており、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりの取り組みをしています。市として、地域包括支援センターや社会福祉協議会・地域組織等と連携して認知症理解のための広報・啓発を推進して、安心して社会生活が営めるよう、相談支援の強化や成年後見制度を利用し権利擁護のための取り組みの充実を図っていきます。

- 4) 要支援者を介護保険制度から排除する、「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入しないで下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

利用者の状態や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断して、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になる制度ということですが、現在当市ではこの「総合事業」は導入いたしておりません。

今後、サービスの利用ニーズの動向などに適切に対応して、利用者のサービスに影響の出ないように検討して参りたいと考えています。

- 5) 通所系サービスと訪問リハビリの併用の基準を緩和して下さい。

【回答】（高齢福祉課）

厚生労働省からの通知では、訪問リハビリテーション費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされており、通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定できるものとされています。

通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきという事ではありますが、必要性を十分判断し、ケアプランに位置付けることで併用は可能ということでもありますので、利用者に配慮しながら、対応しているところです。

7. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 各種の福祉医療制度をより充実させるために市単独での施策を実施して下さい。特に障害者医療費補助・母子医療費補助における受診者の一部負担金をなくして下さい。こどもの医療費は窓口払い、一部負担をなくし、中学校卒業まで無料にして下さい。

【回答】（保険医療課）

福祉医療制度につきましては、障害者医療・ひとり親家庭医療ともに、県の要綱どおり通院 500 円、14 日以上入院 1,000 円の自己負担金以外は補助を実施しています。これらは、奈良県の制度として実施しておりますので、一部負担がなくなると、先ほどの乳幼児医療助成を含めた福祉医療費助成事業全体で、約 2800 万円の財源を要することから、市の負担が大きくなり、単独での実施は困難であります。また、一部負担金は、広く薄く支えあうという負担でありますのでご理解をお願いいたします。

- 2) 国保税の一世帯当たり一万円の引き下げに取り組んで下さい。また保険料の滞納を理由とする保険証の取り上げ、資格証や短期証の発行をやめること。

【回答】（保険医療課）

国保税の引き下げについては、医療費が依然として高い水準で推移し増加傾向であることから、安定的な国保財政を図る観点から困難であると考えます。また、滞納世帯に対する資格証・短期証の発行に際しては、納税相談等により世帯の状況を十分把握し取り組んでいきたいと考えています。

- 3) 特定健診について、市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収を行わないで下さい。

【回答】（保険医療課）

市としましては、受診率向上をめざして、広報誌による周知にとどまらず、保険税の納付書に、特定健診・特定保健指導のパンフレットを同封しております。また、各自治会への回覧板による啓発依頼、未受診者への受診勧奨はがきの送付、電話での受診案内、長期未受診者へは保健師の戸別訪問による勧奨、市の催し、特定検診・特定保健指導の必要性・重要性を説明することにより、地区医師会の協力のもと、受診率アップに向けて努力しています。受診券なしでも、医療機関の窓口で申請書を備えておりますので、それに記入して受診できます。なお、一部負担金の無料化については、現在財政的には厳しいため、実施困難と考えます。

- 4) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障害者、母(父)子家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化して下さい。また、65歳以上の人の自己負担金を減額して下さい。

【回答】（健康推進課）

65歳以上に対するインフルエンザ予防接種は、法律上定期の予防接種とされていることから、一部公費負担を実施しています。

生活保護受給者については、一昨年度から、「生活保護受給者証」を病院窓口で提示していただければ、無料で接種できるように改善しております。

低所得世帯（非課税世帯）に該当される方については、保健会館に来ていただき手続きをしていただいておりますが、来館が困難な場合は、家族・代理人での対応を認めております。

65歳以上の方の自己負担金につきましては、国の基準が概ね3割とされていることから、現行の1,500円の自己負担金で、ご理解いただきたいと思っております。

- 5) 夜間診療にてインフルエンザを接種される低所得世帯の方の確認作業を夜間もできるようにして下さい。

【回答】（健康推進課）

低所得世帯（非課税世帯）に該当される方は、保健会館に来ていただき自己負担金免除の手続きをしていただいております。該当される方については、無料の予防接種予診票を交付しております。

今後も、保健会館の開館時間内での確認とさせていただきたいと考えております。

### Ⅲ 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした

生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、この間設置された市民協働課を市民や各種団体に広く知らせるとともに、地域の活性化に向けた取り組みを進めて下さい。

**【回答】（商工振興課）**

市民一人一人が大切にされる政策を行うためには桜井市を財政的にも安定させる必要があります。そのためには地域ににぎわいを取り戻し、産業を再生させ、地域を活性化させることが必要です。中小企業の支援事業として、中小企業融資の債務保証料の補給と利子の一部補給等を引き続き行っていきます。また衰退した商店街に賑わいを取り戻すための活動等も市民の中から少しずつ起こってきていることから、まほろばセンターを活用した市民活動交流拠点の整備や商店街集客のためのイベント事業への補助等、それらの団体を支援し、協力し合いながら賑わいづくりを行っていきます。

**【回答】（市民協働課）**

桜井市の第5次総合計画の重点施策である「協働によるまちづくり」を推進していくために、平成24年3月「桜井市協働推進指針」を策定し、この指針に基づく市民と行政の協働による取り組みを進める担当として、平成24年4月に市民協働課を新設しました。

市民協働課の市民生活係は、自治会・コミュニティ、市民生活相談、ボランティア活動に関することなどを担当業務とし、協働推進係は、指針に基づき協働の推進のための体制作り、市民活動の支援、啓発活動など、協働しやすい環境の整備などに取り組んでいます。

その具体的な取組として

○市民活動交流拠点の整備

市民活動の交流、活動拠点の整備として、市民団体等が利用できる、交流・情報発信の拠点として、桜井駅南口「エルト桜井」内「桜井市まほろばセンター」研修室に「市民活動交流拠点」を平成25年2月に設置し、公募による市民団体、NPO、ボランティアの登録団体による「市民活動交流拠点運営協議会」による自主的な運用を行っています。

○市民協働推進補助金制度の創設

平成25年度の新規事業として「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄付金」を活用し、市内で公益的な活動を行う市民活動団体等の育成のための事業支援を行っています。

○出前講座の実施

平成24年6月から、市の業務や制度等について担当職員が説明を行う「出前講

座」を開始し、講座メニューに基づき、団体の会合や地区の集会で実施しています。

今後も NPO、市民団体等との連携、市民活動交流拠点の拡充を図ると共に、広報、ホームページを通じて市民協働の取り組みを周知していきたいと考えています。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめて下さい。納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じて下さい。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

【回答】(税務課)

市税、国保税については、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の確保の観点から、徴収の強化に取り組んでいるところであります。

納税困難ケースについては、納税に向けて分納等も含めた納税相談にも応じております。ただ、支払い能力があるにもかかわらず、未納状態が継続されている場合は、十分調査をして、必要に応じて、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

3. 全国の多くの自治体で取り組みが広がっている「小規模工事等契約者希望者登録制度」を取り入れて、単独の小額工事などを零細な業者にも登録制度で仕事の機会を与えて下さい。また「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じる「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施を引き続きおこない、「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現して下さい。

【回答】(土木課、出納課)

小規模修繕(50万円未満の簡易な建物修繕)について、平成26年度事業分から、業者登録を行う予定です。工事については、桜井市建設工事等入札参加資格申請により登録していただいております。

【回答】(営繕課)

住宅リフォームは、効率的かつ経済的に行うことが必要なことから、その技術的な相談や耐震補強についての窓口として「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが相談に応じております。

また、木造住宅の耐震改修補助につきましては、件数に制限がありますが「既存木造住宅耐震改修事業補助金制度」を昨年度に引き続き実施しております。

なお、「住宅リフォーム助成制度」につきましては、現行制度との調整を図り

ながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

#### IV 子育て支援（次世代支援行動計画）について

1. 市内の自主的な子育てサークルの活動を応援して下さい。特に活動場所（体育館）の会場費を免除して下さい。

【回答】（児童福祉課）

現在桜井市では、飛鳥学院保育所を「地域子育て支援センター」と指定し、子育てサークルの育成、支援、子育て支援に関する情報提供などを行っています。また保育所・幼稚園では、余裕のある部屋を開放し、親子で集える活動・子育て支援を実施しています。

また、市としましては桜井西ふれあいセンター分館を拠点に、「つどいの広場」を平日実施し、親子の交流を行っています。

今後も同様の方法で、子育てサークルの活動を支援していきたいと考えております。

2. 市内の公立保育所を民間委託することは行わないでください。第4保育所（社会福祉法人 葛城園）が平成22年より民営化されましたが、公立保育所の保育水準・保育環境の質を低下させないでください。新システム導入をしないで下さい。

【回答】（児童福祉課）

平成18年度において行財政改革アクションプランを作成し、平成20年3月に桜井市立保育所民営化実施計画策定委員会より、公立保育所の民営化にむけての答申が出されました。こうした中、関係者のご努力により、平成22年4月から第4保育所を社会福祉法人葛城福祉園で運営を行っていただくことになりました。現在、市とも連携し、民間のノウハウを駆使し、地域に根ざした運営に努めていただいております。

今後につきましては、国が進めています「税と社会保障の一体改革」で提起されています子ども子育て支援事業の動向を踏まえ、また市が行っています公共施設のファシリティマネジメント等の動向を踏まえ、今後のあり方については検討してまいりたいと考えております。

3. 織田纏向幼稚園、三輪幼稚園、桜井南幼稚園が3年保育となりましたが、桜井西・安倍幼稚園についても速やかに実施して下さい。

【回答】（学校教育課）

桜井市として、国の認定子ども園構想の中で、また、今後の桜井市の子育て支援のあり方を考えながら、桜井西幼稚園、安倍幼稚園については、検討していきたい。

4. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急に行ってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップでは危険箇所と非難所が隣接しているところがあるので、危険箇所を早急に改修して下さい。市民に避難経路を周知させるよう、表示板や避難訓練など行って下さい。

【回答】（児童福祉課、教育委員会総務課）

保育所・幼稚園の耐震化や改修につきましては、喫緊の課題と捉えています。未実施の公立施設の耐震化も含め、検討しなければならないと考えています。

【回答】（土木課）

ハザードマップにおける危険箇所は、危険が予測される箇所を住民に事前に周知することで素早く避難していただくことを目的としており、県が調査したものを配布しています。避難所をはじめ公共施設が危険箇所にかかっている箇所については、年次的に工事が行われております。

【回答】（防災安全課）

公の指定避難所の耐震化の促進については、その費用が膨大になることから、民間事業者のご理解・ご協力を求めその施設を指定避難所と位置づけられるような手法についても検討を進める必要があると思われま。

避難所の経路につきましては、避難所の見直しにも合わせてその経路の設定及び住民に対する周知についても検討したいと考えております。

現在、指定避難所の所在については、ハザードマップ等に記載し周知しているところであります。表示板については、電柱に既に設置（1避難所当り4箇所）を行うとともに、各小学校（旧上之郷小学校を含む）校門付近にサインポールの設置を行っております。

避難訓練の実施については、住民参加型の訓練とし、地域内の自主防災会や自治会等との連携により発災時の消火活動や避難所の開設や運営を想定した訓練を実施している状況です。避難訓練等の実施の必要性は十分認識しており、実施に向けてどのような方法で行えるか経費も含め検討しているところです。

5. 食の安全に対する市民の声は高まっています。放射能汚染に対する対応を行ってください。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げて下さい。また、学校給食センターの民営化は行わないで下さい。

【回答】（学校給食C）

現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき放射能検査が行われ、安全が確認されているところではありますが、引き続き食の安全については、最優先として食材の調達、調理を行ってまいります。また、使用する食材につきましては、すべてを国内産で調達することは困難ですが、できるだけ国内産や

地元産の食 材を購入し、地産地消に努めているところです。

学校給食センターの民営化については、施設を別敷地に新築し、完成時に給食調理業務の民間委託を導入すると市の行財政改革アクションプランによって進めてまいります。

6. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにして下さい。②市内の小中学校にスクールカウンセラーを設置して下さい。③教師がゆとりある教育を行うためにも、1年生だけでも少人数学級にして下さい。

【回答】(学校教育課)

- ① いじめを未然に防ぐためには、学校だけでなく、PTA、地域、各種団体の連携を強化し、協力して取り組むことは必要と考えています。今後、開かれた学校づくりにつとめ、学校、保護者、地域が、ともに考えながらいじめ問題に取り組みたい。
- ② 現在、小中学校が 相談できるように、4中学校区に各1名、計4名のカウンセラーを県負担2名、市負担2名の配置しています。また、本年は、少しでもカウンセリングを受けられるように、青少年センターでもカウンセリングを週1回ではありますが、受けられるようにしています。いじめをなくすためにもスクールカウンセラーの必要性は増加していると考えております。今後、より充実するよう県へも要望していきたい。
- ③ 文科省において、 教職員定数改善計画案が示され、小・中学校の、35人学級実現に向け進められました。現在、小学校1年生で35人学級が実施されております。また、県の措置として、小学校2年生においても実施されております。今後とも国の動きを注目してまいります。

7. 市立図書館の閉館時間は現在午後5時半ですが、通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長して下さい。

【回答】(社会教育課)

図書館の開館時間につきましては、要望を受け平成22年度より30分拡大し、午前9時から午後5時までとなっています。また、今年度から指定管理者の企業努力により、期間を定めて午後7時まで夜間の開館を試行しているところです。この件については試行の結果を踏まえながら検討していきたいと考えております。

## V 高齢者総合福祉センター「竜吟荘」

1. 桜井市では高齢化率が25%をこえています。そういうなかで高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は大きいものがあります。平成26年度から浴場施

設が再開されることになりましたが、廃止をされた巡回バスについても再運行をして下さい。

【回答】（高齢福祉課）

浴場施設及び巡回バスの再開に向けては、多くの方々からの再開を求める要望書の提出を受けております。

浴場施設の再開につきましては、受益者負担などの課題を充分検討をして、9月議会に議案として、条例の一部改正の提出をいたし可決いただきました。

なお、巡回バスにつきましては、第2次行財政改革で廃止となりました。

再開にむけては財政的な負担も大きくなりますことから、困難であります。また、60歳以上の来館者に対しましては、桜井駅南口からのコミュニティバス料金を片道100円（往復200円）とする割引制度を実施いたしておりますので、ご利用していただきますようお願いいたします。

## VI 桜井市の重要課題について

1. 桜井駅周辺の活性化のために、どのように地域と連携していくのか具体的に示して下さい。

【回答】（都市計画課、商工振興課）

桜井市本町通り・周辺まちづくり協議会の活動支援を通して、桜井駅周辺の活性化を図るとともに、地域主体のまちづくりを目指していきたいと考えています。

今年度においては、空き町家を活用した現代アート展や手作りの灯籠による光のイベント（さくらあと2013）を共同開催しています。このイベントは来年度以降も続けていきたいと考えています。

また、本町通り2丁目商店街のアーケード撤去事業に伴う、コミュニティー施設整備に対しても補助を行い、まちづくり活動を推進しています。

2. 市内で安心安全で遊べるよう、公園整備、遊具の設置、新設をして下さい。また地元の祭りでつかう朝倉台中央公園のトイレの設置、子どもたちもよく遊ぶ朝倉台1号公園の水道と高齢者のための屋根付きのベンチの設置も求めます。

【回答】（都市計画課）

公園の整備につきましては、財政上の理由から現在は事業を休止しています。それにより公園のバリアフリー化、遊具の新設等は予算化できない状況にあります。既存の遊具につきましては、安全点検を実施し、修理が可能な遊具については修繕を実施し長寿命化を図っています。また、危険と思われる遊具については使用停止や撤去を行い、老朽化が起因となる事故が起こらないように対処しています。

また、朝倉台の公園に関する整備、改修の要望につきましては、例年8月に自治会で集約していただいたものが要望書として提出され、部内で検討後10月に

回答しております。

以上の経緯から、朝倉台1号公園の水道の設置及び屋根付きベンチの設置につきましては当面の間、設置は困難な状況であります。

3. 各公園や観光要所駐車場のトイレを設置し、整備を進めて下さい。なお、**桜原神社・ホケノ山古墳・吉備池廃寺、纏向遺跡周辺**は観光客も多く整備を急いで下さい。

【回答】(都市計画課、観光課、文化財課)

各公園や観光要所駐車場のトイレの施設維持、補修に関しては、緊急性の高いものから順次予算化修繕を実施している状況です。

また、トイレの新設につきましては、当面財政上の理由から予算化できない状況であります。

4. 纏向遺跡の全容解明と整備を急ぎ、遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存に関しては部分保存にとどまらず全面保存と国の史跡指定を受けて下さい。

【回答】(文化財課)

纏向遺跡につきましては、遺跡区域が非常に大きく、さらには区域内にいくつもの集落が点在していることなどから、全体を史跡指定するということは、非常に困難な状況にあります。そのため、史跡指定については、遺跡内の古墳群や集落中枢等など調査の完了した重要地域から史跡指定するように国から指示されており、平成25年度では、大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地が史跡指定となったところであります。

纏向遺跡全体を今後どのように保存活用していくかについては、現在、マスタープランとしてまとめる作業を進めているところであります。

## **VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現して下さい。**

以下の危険箇所への安全対策を実施して下さい。

- ① 済生会病院前の南北方向の信号が早く変わるため車がスピードを上げて危険です。信号の改善などを行い歩行者の安全を確保して下さい。

【回答】(土木課)

市道阿部谷南北線仁王道阿部線と国道165号線の交差点信号の改善につきましては、実情を踏まえて警察に要望いたします。

- ② 異常気象に伴う河川の氾濫が危惧される箇所として、寺川の整備、ならびに大和川の堆積物除去を定期的に行って下さい。

【回答】（土木課）

寺川及び大和川の管理区分は、桜井土木事務所となっております。実情を踏まえて要望いたします。

- ③ スーパーセンターオークワ桜井店の営業に伴い、貯木場踏み切りにおいて買い物客の車や自転車が頻繁に通過する為、踏み切りや周辺の道路を利用する児童や高齢者にとって大変危険な踏み切りとなっております。踏み切りの拡幅と通行の安全対策を急いで下さい。

【回答】（土木課）

JR 貯木場踏切の拡幅と歩道の確保につきましては、土木課といたしましても大きな課題と受け止めており、関係者（機関）と協議を重ねているところです。協力が得られれば、早急に改善を行います。

- ④ 三輪の「出口橋」は老朽化が懸念されています。桜井市内のすべての橋の点検・改修工事をして下さい。

【回答】（土木課）

市内の橋梁点検につきましては、平成 24 年度に完了致しました。そのうち 83 橋において、橋梁長寿命化修繕計画を作成しているところで、年次的に補修を行う予定です。ご指摘の出口橋につきましては、早急に実施したいと考えております。

- ⑤ 粟殿、中和幹線高架下、一方通行の標識が分かりにくく、カーブミラーも少なく危険です。早急に改善して下さい。

【回答】（土木課）

カーブミラーにつきましては、現地を確認の上対応していきます。一方通行等の規制のかかる標識につきましては、警察の管轄となりますので実情を踏まえて要望いたします。

以上